

ハザード情報について

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

この防災マップで示している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザード情報は、福島県が土砂災害防止法に基づき令和2年2月時点までに指定・公表した区域図となります。

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

(土砂災害防止法施行令 第二条)

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

- イ 地滑り地区(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

(土砂災害防止法施行令 第三条)

急傾斜地の崩壊に伴う土砂等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り地域の下端から最大で60m範囲内の区域。

土砂災害危険箇所

国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの (法的な位置づけはない)

土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(広野町には「地すべり」の該当エリアはありません)

※マップの土砂災害危険箇所の情報は、国土交通省、国土数値情報を利用し作成しております。

津波浸水想定

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法律第123号)

第8条第1項に基づいて設定されています。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される最大の浸水の区域(浸水域)と深水(浸水深)を設定するものです。

浸水域や浸水深等は、「何としても人命を守る」という考え方の下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意下さい。

※福島県では、国がとりまとめた「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を選定し、津波シミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定し、津波浸水想定区域図を作成しました。

(平成31年3月20日に公表)